

LAW JOURNAL

ロー・ジャーナル

法学セミナー
2010/07/no.667

下級裁判所による 初めての裁判員制度 合憲判決

駒澤大学准教授

柳瀬 畿

1 覚えていますか、裁判員制度

2010年4月22日、裁判員制度を合憲とする判決が東京高等裁判所によって示された¹⁾という記事が、新聞の夕刊に小さく載った。下級裁判所がこの制度の憲法適合性を正面から取り上げた初めての判決である²⁾。

2004年5月21日に裁判員法（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律）が制定され、5年後の2009年の同日に施行し、同年8月3日に裁判員裁判の全国第1号事件が審理され、6日に最初の判決が示された。その判決が、12日、被告人によって控訴され、それに対して第一審の判断を尊重した控訴審判決が出されたのが12月18日。裁判員裁判による判決をめぐる初めての上告は、その6日後の24日。全国の地方裁判所で着々と裁判員裁判が行われ、すべての裁判所（裁判員裁判を担当する地方裁判所支部を含む）で一通り裁判員裁判を経験したのは、2010年3月25日。

制度が成立し、施行されれば、その制度の裁判所による憲法適合性の審査が待っている。そもそも裁判員制度に関する憲法判断が下級裁判所によって示される時期だろう——もっぱら共和主義の憲法理論と民主主義理論の精緻化について研究を進め、その関連で裁判員制度についても若干関心を持っていた筆者は、気になっていた。

制度施行時の、あるいは運用初期のあの異常な盛り上がりとは対照的に、最近では、裁判員裁判の記事はごく小さなものばかりである。裁判員裁判がすっかり定着し、ニュースとしての価値が小さくなつたということであろうが、それは、導入された裁判員制度を一

つの公共政策として社会が受容したということをも意味するのかもしれない。とはいっても、すでに施行1年目を迎えた裁判員制度をめぐっては、いまだにその憲法適合性について疑義が示されている。法學的見地からは、法令の終局的な憲法適合性の判断権（日本国憲法81条）を有する最高裁判所による憲法判断が示される日が待ち遠しい。まずは、その前に、下級審裁判例だ。

2 意義が重要で負担が小さいから、合憲

被告人側は、次の2点を中心に、裁判員制度が違憲であると主張した³⁾。すなわち、(1)日本国憲法が裁判官のみにつき規定を設けていることから、裁判を受ける権利（32条、37条）は裁判官による裁判を受ける権利を意味すると考えられるところ、裁判員制度はこの被告人の権利を侵害する。(2)裁判員に選任された国民に参加をし、守秘義務や財産上の不利益を課すことが憲法の保障する国民の基本的人権を侵害する。

これらに対して、東京高等裁判所は、被告人側による違憲の主張をすべて退けた。(1)については、憲法が下級裁判所の構成について直接定めておらず（したがって、裁判官以外の者を下級裁判所の構成員とすることは禁止されていない）、また、現憲法が保障するのは裁判所の裁判を受ける権利であること（裁判官による裁判を受ける権利を保障していた明治憲法の規定と対比せよ）や、憲法と同時に制定された裁判所法が陪審制度を設けると規定していること（3条3項）などから、憲法制定当時の立法者の意図は国民の参加した裁判を排除するものではなかったとした。裁判員制度では、資格要件や職種の独立の規定などがあるほか有罪無罪の決定や量刑を裁判員のみでは決められず、裁判官の意見を含む多数で決めるとしているため、公平な裁判の要請に沿うと判示した。(2)については、裁判員制度は、裁判員候補者にやむを得ない事由がある場合に辞退を認め、日当や旅費を支払うなどの負担軽減措置を講じており、司法に対する国民の理解を増進し信頼の向上を図る制度の意義の重要性を踏まえると、国民の負担は必要最小限のものであり、憲法に抵触するとは言えないとした。守秘義務に関しては、適正な刑事裁判を行うために必要不可欠であると明確に判示した。

なるほど、制度を合憲とする論理は明快である。しかしながら、(2)にかかる理由づけをもっと丁寧にしたほうがよかったのではないだろうかと、筆者は感じた。特に、裁判員制度は重要だから・負担が小さいから合

憲であるという説明⁴⁾は、はたして十分に説得的なものであると言えるだろうか。重要な制度の実施に付隨するものだからという理由だけで国民の人権制約が容易に正当化されるというのであれば、憲法の人権保障が無意味化してしまう。

3 信頼こそが大切だ——そのためには？

最高裁判所による裁判員制度に対する憲法判断は、確実に、間もなく行われるだろう。その際に、最高裁判所は、裁判員制度の憲法適合性について、どのように判示するだろうか。

裁判員法の立法過程⁵⁾を概観すれば、最高裁判所がこの法律の制定に深く関与していることにすぐに気付くだろう。司法制度改革審議会では、法務省や日本弁護士連合会とともに、最高裁判所が制度設計に関して意見を示していたし⁶⁾、具体的な法案の策定をした内閣の司法制度改革推進本部の事務局にも、裁判所からの出向者が多数いた。裁判員法の国会審議への対応という大変な任務に就いた政府参考人も、裁判官出身者であった。

制度設計に深く関与した最高裁判所が、公平な立場でその制度の憲法適合性を審査することができるか否かに関しては、これを懐疑的にとらえる向きもある。たしかに、制度構想を示した最高裁判所も、違憲審査を行う最高裁判所も、どちらも同じ最高裁判所である。ならば、憲法解釈論云々以前に、最高裁判所が自ら創設に寄与した裁判員制度を憲法違反だと断ずるはずがない——そのようにシニカルに見る研究者も少なくない。

しかしながら、筆者は、そのような見方は間違いだと考える。司法機関としての最高裁判所と司法行政機関としての最高裁判所とは、あくまで理論上は異なる組織である。司法行政機関としての最高裁判所の意思決定機関である裁判官会議が任意の政策を支持し、その後に司法機関としての最高裁判所（法廷）が当該政策を違憲無効と判示することは、決して考えられないことではない。中立な最高裁判所であれば、たとえ自身が設計した制度に対してであっても、真摯な熟慮と討議を経て公正な判断を行うはずだ。

合憲判決にせよ違憲判決にせよ、最高裁判所は、制度の憲法適合性について、説得的な論拠を示して我々を納得させてくれるに違いない——そのように筆者は確信している。そして、もし合憲判決を出すのなら、今回の東京高裁判決のようなきわめて簡潔な説明で済

ますのではなく、この制度がどのように重要であって、どのように国民の人権制約を正当化しうるのかについて、充実した憲法解釈論を展開してくれることを期待している。

自らが作った制度をも第三者的な視点から公正に判断するような裁判所の真摯な態度に対して、我々は信頼を寄せるのである⁷⁾。もしラフな憲法論を展開するならば（そんなことはないはずだと筆者は信じているが）、司法に対する国民の信頼は失墜し、司法権の正統性は危殆に瀕するだろう。

- 1) なお、本判決に対しては、検察官・被告人双方が上告しなかったため、高等裁判所による判決（東京高裁判平成22年4月22日判例集未登載）が確定している。
- 2) 本件のほかに制度の憲法適合性が争われた事案として、2009年8月18日、裁判員制度が違憲であるので裁判官のみによる裁判を行うよう、被告人の弁護人が東京地方裁判所に申し立てた事例がある。同様の申立ては、2010年1月29日、新潟地方裁判所に対しても行われた。後者について、裁判員裁判で審理するとの地裁の回答に対して特別抗告が行われたが、最高裁判所は、5月13日、地裁の回答が特別抗告の対象となる決定には該当しないとして、申立てを棄却した。
- 3) 裁判員制度の憲法適合性に関しては、拙著『裁判員制度の立法学——討論民主主義理論に基づく国民の司法参加の意義の再構成』（日本評論社、2009年）第3章を参照されたい。
- 4) 裁判員制度の代わりに、たとえば、食育、環境保護、安全保障などといったお好きな言葉を入れてみるがよい。
- 5) 裁判員法の立法過程に関しては、前掲拙著第1章及び第2章を参照されたい。
- 6) たとえば、第30回司法制度改革審議会（2000年9月12日）では、最高裁判所事務総局総務局長が、裁判官会議で了承を得たうえでの発言として、憲法上の問題については、「第一次的には立法機関で、最終的には司法権の行使の主体としての最高裁によって判断されるべき事柄である」としながらも、憲法問題を回避するためには、陪審制度であれば、かつて我が国で行われていた陪審裁判のような「陪審員の事実認定に、裁判官に対する拘束力を認めないような形態」を、参審制度であれば、「評決権をもたない参審制」という独自の制度」が考えられると示唆した。
- 7) 最後に、念のため、裁判員制度の意義を確認しておこう。国民の司法参加が「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する」から、この制度が導入されたのである（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律1条）。

（やなせ・のぼる）